

香港 - AREC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC) 申請手続きと費用

APEC・ビジネス・トラベル・カード・プログラム(APEC Business Travel Card Program)は、アジア太平洋地域における経済・貿易活動の発展を促進し、同地域におけるビジネス関係を深化することを目的として、アジア太平洋地域を短期出張で頻繁に行き来する必要があるビジネス関係者に対して、出張の度に複雑な出入国手続きの代わりに迅速な出入国チャンネルを提供するものです。

ABTC プログラムは、APTC 保有者に 5 年間の有効期間を提供し、19 のアジア太平洋経済協力参加国・地域の入国審査及びビザ申請手続きを簡素化しました。空港の特別レーンを通じる迅速な通関に加え、保有者は、構成国・地域によって事前認定され、一定期間ビザなしで滞在できるようになり、旅行計画に弾力性を与え、タイムリーにチャンスをつかんでビジネス上の判断をすることができます。必要な場合、同プログラムは必要に応じて、APTC 保有者が即座に出張手配を行い、直接スケジュールを手配することができるため、ビザ申請の所要時間を省き、APEC 域内での効率的で便利なビジネス業務が可能になりました。

アジア太平洋地域を頻繁に出張するビジネス関係者にとって、ABTC は、事由に出入国するための不可欠な書類になります。

2022 年 6 月現在、APEC の参加国・地域には、オーストラリア、ブルネイ、チリ、中国*、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、中国台北**、タイ、ベトナムを含む 19 の国・地域が含まれています。

備考:

*香港特別行政区の中国公民が中国本土に入境することには適用されません。

**中国香港の APTC 保有者が台湾に入境することは適用されません。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALALUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1. プログラムの内容

AREC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC)は、出張するビジネス関係者向けの 5 年間有効な書類です。

ABTC の保有者は、APEC 域内に自由に出入国することができます。参加国・地域に入国する際に、事前承認を受け取った後、ビザなしに 2~3 ヶ月滞在することができます。事前承認の有無を問わず、保有者はプログラムの加盟国に入国する場合、指定される管轄機関で特別チャンネルを利用して通関することができます。それにより、入国手続きは簡素化され、出入国のたびに待ち時間も大幅に短縮されます。

ABTC の保有者は米国、カナダに入国する際、空港の特別チャンネルを利用することができますが、有効なパスポートやビザの提示など、一般的な入国手続きが必要です。ただし、保有者はビジネスのために米国ビザの至急取得が必要な場合、手続きの予約がとれなかった場合、米国総領事館に特別手配を要することができます。

2. 申請サービスと料金

当事務所は AREC・ビジネス・トラベル・カードの申請を代行するサービス料金は 1 人あたり 6,500 香港ドルとなります。

上述の費用には政府手数料が含まれていますが、郵便料、翻訳料、公証料などが含まれていません。

具体的には次のサービスが含まれています。

- (1) ABTC 申請についてアドバイスを提供
- (2) ABTC 申請に必要な書類の作成を支援
- (3) 申請者と雇用主の申請書類を審査
- (4) 申請授權書と申請書を作成・提出
- (5) 香港入境事務處へ ABTC 申請を提出
- (6) 申請について香港入境事務處と連絡
- (7) 申請者に進捗状況を定期的に報告
- (8) ABTC 申請料を納付、ABTC を受領
- (9) ABTC をお客様に送付

3. 支払方法

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにお客様に送信します。

サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

お客様は当事務所又は啓源グループのメンバー会社の中国本土増値税発票又は台湾営業税発票が必要な場合、当事務所は現地の税法によって増値税又は営業税を別途請求します。

4. 申請要件

ABTCには、次の要件に該当するビジネス関係者が適用されます。

- (1) 香港特別行政区永久身分証及び有効なパスポートを持っていること。
- (2) ABTCプログラムの加盟国によって入境が拒否されることがないこと。
- (3) 刑事事件で有罪判決を受けたことがないこと。
- (4) APEC 域内を頻繁に短期訪問してビジネスを行う必要があるビジネス関係者のこと。

備考:

芸能人、音楽家、芸術家、又は類似の職業に従事する者は、ABTCを適用しません。

5. 必要書類

ABTCには、次の要件に該当するビジネス関係者が適用されます。

- (1) 申請書 (ID 900)
- (2) 最近の顔写真 2 枚 (規格は<55*45mm、かつ>50*40mm)
- (3) 香港特別行政区永久身分証のコピー
- (4) 有効なパスポートのコピー
- (5) 雇用主からの推薦状
- (6) 加盟国における取引先とビジネスを行う証明書類 (請求書、注文書、契約書など)
- (7) 暫定カード受け取り希望書類 (SF/IM/1609) (必要又は適用の場合)

6. 申請手続きと所要時間

ABTC は 19 の参加国・地域が個別に審査を行うため、手続き及び所要時間は各国・地域ごとに異なり、一概に言うことが難しいです。

ABTC の取得を早め、スケジュールの遅延を避けるために、申請者は申請書を提出する際、5 つ以下の優先地域を指定することができます。必要な場合、申請者は暫定カード受け取り希望書類 (SF/IM/1609) を申請書と合わせて提出することができます。

順番	手続き	担当者	推計所要時間
1	啓源は ABTC 申請者の資格を評価します。	お客様・雇用主・啓源	お客様次第
2	申請書に記入し、証明書類を用意し、申請書類を作成します。	お客様・雇用主・啓源	1 週間**
3	香港入境事務處に申請書類を提出します。	香港入境事務處・啓源	1 週間
4	香港入境事務處は申請を処理します。	香港入境事務處	4~5 週間
5	AREC 参加国・地域は審査を行います。	AREC 参加国・地域	12 週間以上
6	ABTC をお客様に送付します。	お客様・啓源	お客様次第
合計:			20 週間以上

備考:

*所要時間は過去のケースの平均時間に基づいて算出され、かつ、申請の協力度、香港入境事務處の処理時間、要件の調整によって変更されます。

**書類の数及び収集時間によって異なります。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com